

上福岡市内主要遺跡

- 1 西遺跡
- 2 北野遺跡
- 3 川崎遺跡
- 4 川崎横穴墓群
- 5 ハケ遺跡
- 6 上福岡貝塚
- 7 権現山遺跡
- 8 滝遺跡
- 9 長宮遺跡
- 10 松山遺跡
- 11 富士見台横穴群
- 12 南台1丁目遺跡
- 13 駒林遺跡
- 14 駒林中世墳墓



第1図 遺跡位置図 (1/15000)

I 調査に至る経過

武蔵野台地の縁辺にあたる上福岡市域は、大きく標高16～18mの武蔵野段丘面と標高8～10mの立川段丘面の台地と標高6～7mの沖積地帯にまたがっている。沖積地は古東京湾として、縄文前期の海進時には海辺を形成していたことから、台地の縁辺に所在する縄文時代前期の上福岡貝塚などが著名であるが、それ以降の縄文時代前期の鷺森遺跡、同中期のハケ遺跡や西遺跡、古墳時代初頭の権現山墳墓群、古墳時代前期および後期の集落跡である滝遺跡、また奈良・平安時代の松山遺跡や川崎遺跡、中世以降の長宮遺跡なども知られている。一方、沖積地には自然堤防が形成され、弥生時代末から古墳時代初頭と奈良・平安時代の集落跡などの存在が県埋蔵文化財調査事業団及び上福岡市遺跡調査会が実施した伊佐島遺跡の発掘調査によって判明した。下福岡城山遺跡では、古瀬戸系施釉陶器や常滑窯産陶器が建物跡や井戸跡に伴って出土している。

このように、当市域には古来からの遺跡が数多く眠っているが、昭和30年代より今日に至るまで大規模開発や個人住宅建設などの小規模開発が行われ、遺跡の現状変更を余儀なくされている。そこで、当市では文化財保存事業費の国庫補助金を受けて各種の開発に対し、記録保存の発掘調査を17年間に亘って実施し、その成果を「埋蔵文化財の調査」と題して(1)～(18)まで刊行してきた。今年度は、下記の6遺跡12地点が調査の対象となった。これらの発掘調査は、市庁内関係各課と連絡調整をとり、農地転用や開発申請を受けて、遺跡に影響を及ぼすものに対して工事主体者と事前協議の結果実施したものである。また、遺跡の有無が判明していない地点についても同様に工事主体者と協議し、遺跡の有無を確認することを第一の目的として、県文化財保護課の指導を受けて試掘調査として実施した。

遺跡名・調査の種類	所在地	調査面積	原因	調査期間
1 権現山遺跡 試掘調査 第9次発掘調査	滝1-4-3	396 m ²	個人住宅建設	4/15～ 5/ 7
2 松山遺跡 試掘調査①	築地3-2-13、24一部	139 m ²	個人住宅建設	4/23～ 4/24
3 西遺跡 試掘調査 第2次発掘調査 第3次発掘調査	西2-2071-1 西2-2072-8 西2-2072-12	1146.26m ² 100.05m ² 111.24m ²	宅地造成 個人住宅建設 個人住宅建設	5/21～ 5/28 5/29～ 6/ 5 6/ 6～ 6/14
4 駒林遺跡 試掘調査	駒林字本町153-3、-4	231 m ²	個人住宅建設	6/10～ 6/13
5 川崎遺跡 試掘調査 第17次発掘調査	川崎字宅地添204一部	779.69m ² 130 m ²	宅地造成 個人住宅建設	7/ 8～ 7/12 7/15～ 7/23
6 長宮遺跡 試掘調査①	長宮1-2-16	348.52m ²	宅地造成	7/12～ 7/18
7 松山遺跡 試掘調査②	松山2-2-1	489 m ²	宅地造成	7/22～ 7/24
8 西遺跡 試掘調査①	西2-5891-3他	1400 m ²	プール改築	7/17
9 西遺跡 試掘調査②	西2-1827-2	47.42m ²	個人住宅建設	10/16
10 長宮遺跡 試掘調査②	中丸2-2-9他3筆	568 m ²	宅地造成	11/ 7
11 川崎遺跡 試掘調査 第18次発掘調査	川崎字宮脇148-3	198 m ²	個人住宅建設	11/11～11/12 11/18～11/25
12 長宮遺跡 試掘調査③	長宮1-2-4	794.16m ²	共同住宅建設	1/14～ 1/21

VII 川崎遺跡の調査

川崎遺跡は武蔵野台地の縁辺にあたり、北側に500m程突出した幅400mの舌状台地に位置している。台地の先端は標高8mで南に向かって徐々に高くなり、台地先端から南500mの地点では標高16m程である。この台地の北側から東側に沿って、荒川の支流である新河岸川が流れ、その対岸には台地先端部より1.5～2m程低い沖積地が形成されている。川崎遺跡はこれまで16次の調査を実施してきた。調査によって確認した遺構等は次のとおりである。

縄文時代前期（黒浜・関山期） 住居 21

縄文時代後期（称名寺期） 住居 1

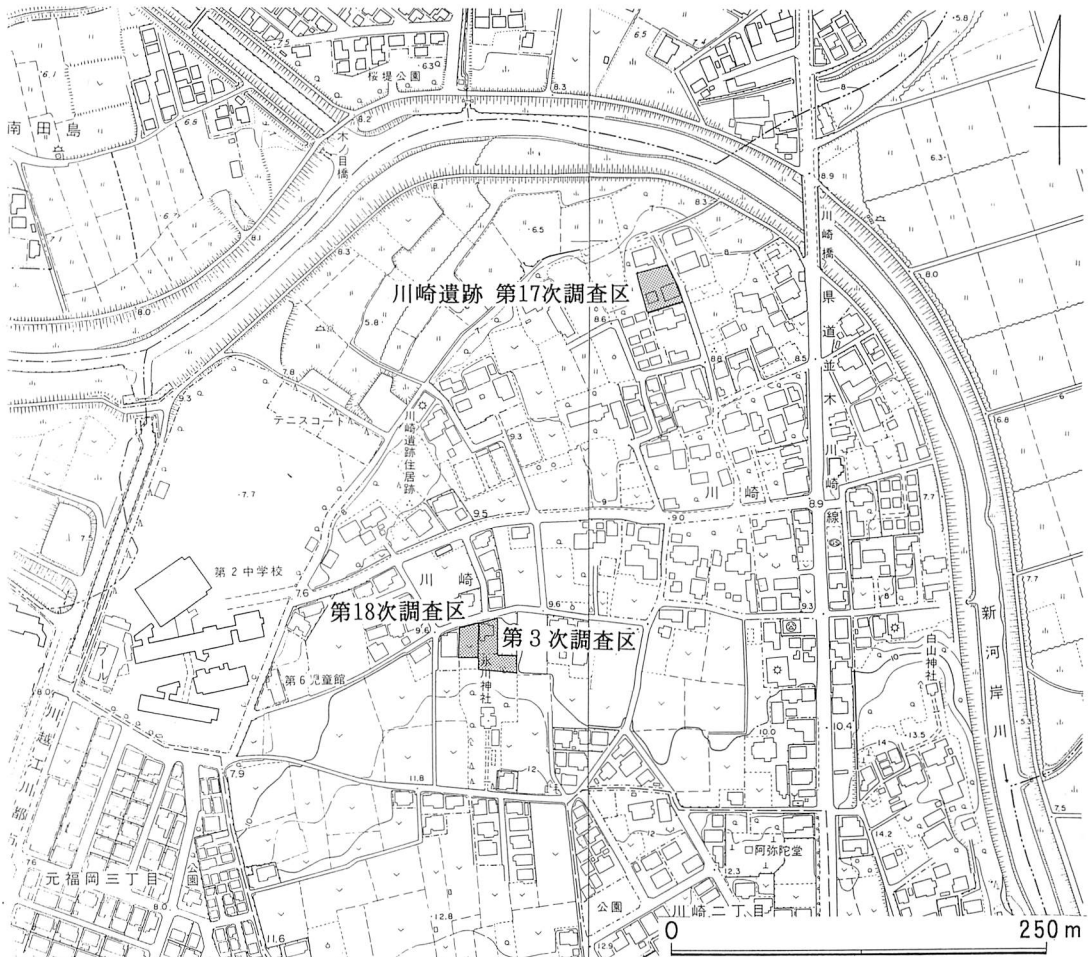
古墳時代前期（五領期） 住居 1

古墳時代後期（鬼高期） 住居 6

奈良・平安時代（真間・国分期） 住居 37

掘立柱建物 6

中世以降 地下式墳 6

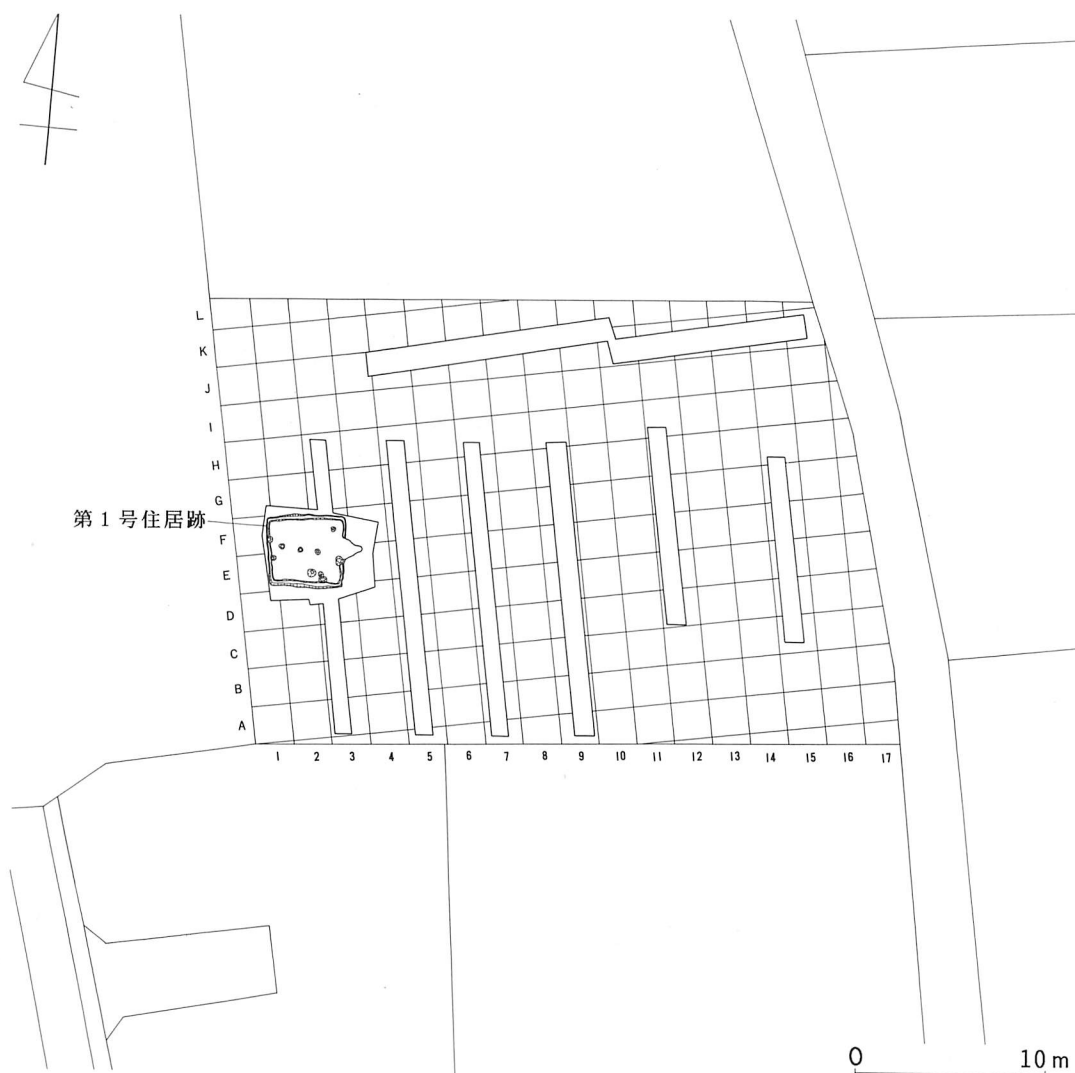


第12図 川崎遺跡調査区位置図 (1/5000)

川崎遺跡第17次調査

今回の調査区は舌状台地の先端部分にあたり、酒詰仲男氏により「日本貝塚地名表」に記載された川崎貝塚の付近である。7月8日、調査区北側の境界線を基準として1.5m×24mのトレンチを1本、西側境界線を基準として1.5m×15mのトレンチを4本、1.5m×10mのトレンチを2本設定し、重機による表土除去作業を開始した。粘質の地盤に達したところで人力による遺構の精査を行ったところ、2トレンチより焼土と完形の須恵器杯をはじめとする多数の土器片が検出されたため住居跡と推定し、2トレンチ中央部分の拡張を行った。平面プランの精査により住居であることが判明したため、7月15日から事業者の合意の上ただちに本格調査に移行した。

試掘調査によって検出された住居の覆土の発掘を開始し、あわせて住居に付設されていたカマドの平面プランの精査を行った。7月19日に写真撮影、図面作成後、遺物を取り上げ、7月23日に住居、カマドともに完掘し調査を終了した。



第13図 川崎遺跡第17次調査区全測図 (1/400)

〈検出された遺構〉

第17次調査により検出された遺構は次のとおりである。

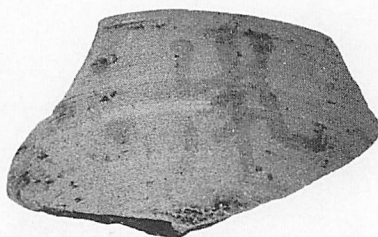
平安時代（国分期） 住居 1

■第1号住居跡

一辺4mの方形を呈する。壁は若干固められており、直下して床面に至る。周溝は平均的に幅15cm、床面から深さ5cmほどで全周している。柱穴は最も大きいもので幅25cm、深さ25cmを測り、住居中央に位置している。このほか西側の周溝にかかるところに幅30cm、深さ30～40cmの柱穴が2本確認されている。それ以外は柱穴として使用していたかどうか判断しえない浅いピットが数箇所認められる。床面の状態は非常に良好であり、全体に平坦でよく踏み固められている。床面直上からは須恵器大甕の破片、土師器破片などが検出された。カマドは東壁のほぼ中央に設置されている。焚口部分の天井部が若干住居内に流れているものの保存状態は極めて良好である。全体を掘り込んだ後に粘土を用いて構築している。全長1m45cm、幅1m40cmで、煙道部が壁外に約1m U字状に張り出している。煙道は約15°の傾きを持つ。袖の内面及び火床面はよく焼けており、焚口から検出された粘土製の円柱状の支脚も全面火を受けて赤化していた。カマド内からは台付甕を含めて3点以上の遺物が出土した。貯蔵穴はカマドの南側に検出された。直径40cm、深さ30cmを測る。特に遺物等は認められなかった。なお、住居の覆土より墨書土器が出土した。須恵器坏の口縁部近くに一文字「𪛗」と記されている。これと類する文字は1991年度に実施した川崎遺跡第15次調査の際にも1点出土しており、文字の特徴から唐代の則天武後の治世下で創意された則天文字の一種であることが考えられる。しかしながら、何かの文字の略字である可能性も否めない。今後、類例があるかどうか調査した上検討したい。このほか、同じく覆土中より灰釉陶器片が出土している。

川崎遺跡第18次調査

今回の調査区は、昨年度上福岡市遺跡調査会で発掘調査を実施し、平安時代の掘立柱建物と縄文時代前期の大形住居などを検出した地区の東側40mの位置にあたる。また、この地区の東側隣接区は1978年に教育委員会が調査を行い、平安時代の住居を4軒確認している（川崎遺跡第3次調



川崎遺跡第17次調査

(上) 第1号住居跡発掘風景（東より）

(中) 第1号住居跡全景（南より）

(下) 第1号住居跡出土土器